JASDAQ

2021年9月16日

各　位

会　　社　　名　株式会社ユニバーサルエンターテインメント
代　表　者　名　代表取締役社長　富士本　淳
（JASDAQ・コード 6425）
問　合　せ　先　執行役員　経営企画室長　竹内　東司
電　話　番　号　03-5530-3055（代表）

当社元取締役岡田和生氏に対する責任追及訴訟の最高裁判所決定に関するお知らせ

当社は、当社の元取締役会長である岡田和生氏（以下「岡田氏」といいます。）を被告とする損害賠償請求訴訟を提起していたところ、これについて、2020年2月13日、東京地方裁判所より、原告である当社の主張を全面的に認め、岡田氏に、当社の取締役としての善管注意義務違反ないし忠実義務違反があったと認定した判決が言い渡され[1]、これを不服とした岡田氏による控訴についても、2020年9月16日、東京高等裁判所より、被控訴人である当社の主張を全面的に認めて岡田氏の控訴を棄却する旨の判決が言い渡されました[2]。

これについて、岡田氏は、最高裁判所に上告及び上告受理申立てを行っていましたが、今般、最高裁判所より、岡田氏による上告を棄却し、また本件を上告審として受理しない旨の決定が出されましたので、下記のとおりお知らせします。

これにより、本件については、当社の主張を全面的に認める内容の判決が確定しました。

記

１．決定のあった裁判所及び年月日

最高裁判所
2021年9月15日

２．決定の内容

(1) 本件上告を棄却する。
(2) 本件を上告審として受理しない。
(3) 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

３．訴訟の内容と経緯

当社は、当社が設置した特別調査委員会（委員長：シティユーワ法律事務所 政木道夫弁護士）[3]の調査の結果、岡田氏が次の3件の不正行為（以下「本件不正行為」と総称します。）を行った事実が明らかになったことを受けて、東京地方裁判所に、同氏の当社取締役としての任務懈怠により当社が被った損害の一部（特別調査委員会の調査費用相当額）について、損害賠償請求訴訟を提起しました

---

[1] 2020年2月18日付け当社プレスリリース（「当社元取締役岡田和生氏に対する責任追及訴訟の判決に関するお知らせ」をご参照ください。
[2] 2020年9月17日付け当社プレスリリース（「当社元取締役岡田和生氏に対する責任追及訴訟の東京高等裁判所判決に関するお知らせ」をご参照ください。
[3] 設置の経緯については、2017年6月8日付け当社プレスリリース「特別調査委員会設置のお知らせ」をご参照ください。

（東京地方裁判所平成 29 年（ワ）第 40038 号）[4]。
同事件において、東京地方裁判所は、本件不正行為が岡田氏の指示の下に行われたものであることを認定した上で、岡田氏に、当社の取締役としての善管注意義務違反ないし忠実義務違反があったと認め、当社の請求をすべて認容しました。

①TRA から第三者への貸付け

岡田氏は、2015 年 2 月から 3 月にかけて、岡田氏及びその親族が持分を保有する Okada Holdings Limited（以下「OHL」といいます。）の第三者に対する貸金債権を回収するため、また、美術品の代金の支払という個人的な用途に充てる資金を得るため、当社元取締役管理本部長の関与の下、TRA をして、当該第三者と密接な関係にある外国法人に対して、無担保、無利息で 1 億 3500 万香港ドル（当時の為替レートで約 20 億円）の貸付けを行わせた。

② TRA からの小切手振出し

岡田氏は、2015 年 5 月 11 日、自己の個人的な利益を図る目的で、TRA の経理担当者に指示をして、1600 万香港ドル（当時の為替レートで約 2 億円）の小切手を作成させ、これに署名して振り出した。

③ Universal Entertainment Korea co., ltd（以下「UE 韓国」といいます。）による担保提供

岡田氏は、TRA の完全子会社である UE 韓国が、韓国のカジノリゾートプロジェクトの土地購入について交渉していたところ、土地購入の事業主体を、UE 韓国から OHL の完全子会社である Okada Holdings Korea co., ltd（以下「OHL 韓国」といいます。）に変更し、その上で、OHL 韓国が韓国の土地を購入するための頭金を捻出するために、UE 韓国の預金を担保として提供させ、OHL において 8000 万米国ドルを借り入れた。さらに、その利息及び手数料に相当する 17 万 3562.23 米国ドルを実体のない経営コンサルタント料等の名目で OHL から UE 韓国に請求し、UE 韓国をして OHL に対し同額を支払わせた。

岡田氏は、この東京地方裁判所判決を不服として、東京高等裁判所に控訴しておりましたが（東京高等裁判所令和 2 年（ネ）第 1081 号）、東京高等裁判所は、当社の請求は理由があるから認容すべきものと判断するとして、岡田和生氏の控訴を棄却しました。
岡田氏は、この東京高等裁判所判決を不服として、最高裁判所に上告及び上告受理の申立てをしておりましたが（最高裁判所令和 3 年（オ）第 7 号、令和 3 年（受）第 7 号）、最高裁判所は、上告を棄却し、また本件を上告審として受理しない旨の決定を下しました。

４．名誉毀損訴訟について

岡田氏は、特別調査委員会が本件不正行為について指摘する内容の調査報告書を作成して当社に提出した行為及び当社が匿名処理を施した調査報告書を開示した行為等について、これにより名誉を毀損されたとして、当社らを被告とする損害賠償請求訴訟を提起していましたが、（東京地方裁判所平成 29 年（ワ）第 30011 号）、東京地方裁判所は、調査報告書に記載された論評はいずれも公正なものであって違法性を欠くとして、岡田氏の請求を棄却する旨の判決を言い渡しました。これを不服として、岡田氏は、東京高等裁判所に控訴しておりましたが（東京高等裁判所令和 2 年（ネ）第 4450 号）、2021 年 9 月 15 日、東京高等裁判所は、岡田氏の控訴を棄却する判決を言い渡しました。

以　上

---

[4] 本件不正行為により当社グループに生じた損害の大部分は、当社の完全子会社である香港法人 Tiger Resort Asia Limited（以下「TRA」といいます。）に帰属しており、TRA が被った損害については、別途、TRA が香港において岡田氏に対して損害賠償請求訴訟を提起しております。詳細については、2017 年 12 月 28 日付け当社プレスリリース「当社子会社による訴訟提起に関するお知らせ」をご参照ください。